

## 豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、私立幼稚園の施設整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「私立幼稚園」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により愛知県知事の認可を受けて市内に設置する幼稚園をいう。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、私立幼稚園の施設を整備することにより、児童の安全の確保及び良好な保育環境の維持を図るとともに、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、私立幼稚園を設置する学校法人とする。

### (補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施する事業で別表に定めるものとする。

### (補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、この要綱の適用中に補助金の額に影響を及ぼすような国または県の補助制度が改正された場合には、補助金の額を減額することができる。

### (端数処理)

第7条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業を実施する前年度の7月31日までに「豊田市私立幼稚園施設整備費補助金協議書（様式第1号）」を市長に提出しなければならない。

### (補助金額の内示)

第9条 市長は、前条の協議書を受理し補助金の交付を適当と認めたときは、「豊田市私立幼稚園施設整備費補助金内示額通知書（様式第2号）」により、補助事業を実施する前年度の3月31日までに補助事業者へ補助金の内示額を通知するものとする。

### (交付の申請)

第10条 補助事業者は、私立幼稚園施設整備費補助金事業補助金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添付して、補助事業を実施する1月前までに行わなければならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、規則様式第2号により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

(交付の除外要件)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、第10条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、私立幼稚園施設整備費補助金実績報告書（様式第5号）のほか、市長が指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様

式第6号)により補助事業者へ通知し、交付するものとする。

- 2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払をすることができる。

(検査)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金等の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 規則若しくはこの要綱の規定、又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第12条各号のいずれかに該当するとき。
- (6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 補助事業を平成16年度に実施する場合における第8条及び第9条の規定の適用については、第8条中「当該補助事業を実施する前年度の7月31日」とあるのは「平成16年6月30日」と、第9条中「補助事業を実施する前年度の3月31日までに」とあるのは「速やかに」とする。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表

補助事業名	補助対象経費	補助率
幼稚園園舎耐震診断事業	私立幼稚園施設整備費補助交付要綱（平成11年4月1日文部大臣裁定）第4条第1項⑩に規定する耐震性能判定表（耐震補強工事が必要と診断された場合の補強設計及び補強後の耐震性能の評価を含む。）の作成費。ただし、当該作成費が60万円未満の場合は、補助対象外とする。	3分の1以内。ただし、補助金の額は、100万円を限度とする。
幼稚園園舎増改築事業	国の補助採択事業であって、補助対象経費は国基準に準じる。ただし、県の補助採択事業の耐震改築については、県基準に準じる。	3分の1以内（耐震改築の場合、6分の1以内）。ただし、補助金の額は、3,000万円を限度とする。
幼稚園園舎耐震補強事業	国の補助採択事業であって、補助対象経費は国基準に準じる。	3分の1以内（県補助があった場合、6分の1以内）。ただし、補助金の額は、3,000万円を限度とする。
幼稚園園舎大規模改築事業	県の補助採択事業であって、補助対象経費は県基準に準じる。	3分の1以内。ただし、補助金の額は、1,000万円を限度とする。
幼稚園一般整備事業	国または県補助採択事業に該当しない事業であって、園児の安全確保、保育環境上、市長が認めた経費が200万円以上の事業	3分の1以内。ただし、補助金の額は、300万円を限度とする。

備考

- 1 国の補助とは、私立幼稚園施設整備費補助交付要綱（平成11年4月1日文部大臣裁定）による補助をいう。
- 2 県の補助とは、愛知県私学学校施設設備費貸付金貸付要綱により財団法人愛知県私学振興事業財団が貸付けることをいう。

様式第1号

平成 年 月 日

豊田市長 様

申請者  
住所  
名称  
代表者名 ㊟

平成 年度豊田市私立幼稚園施設整備費補助金協議書

豊田市私立幼稚園施設整備費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて協議します。

記

1 補助事業の内容及び実施理由

補助事業名	事業の内容及び実施理由	予定事業費	予定事業費× 1/3
		円	円

注意 予定補助額は、千円未満の端数は切り捨てた額とすること。

2 事業資金の予定状況

予定事業費	予定事業費× 1/3	自己資金	自己資金の財源 (具体的に記載すること。)
円	円	円	

3 添付書類

- (1) 事業経費見積書
- (2) 今年度予算書 (写し)

様式第2号

豊 保 育 発 第 号  
平 成 年 月 日

様

豊田市長



平成 年度豊田市私立幼稚園施設整備費補助金内示額通知書

豊田市私立幼稚園施設整備費補助金については、下記の内示額のとおり交付する予定ですので、適切な事務処理をお願いします。

記

補助事業名	予定事業費	予定事業費×1/3	内示額
	円	円	円

様式第 3 号

平成 年 月 日

豊田市長 様

申請者

住所

電話番号

名称・団体名

フリガナ

代表者名

印

生年月日

平成 年度私立幼稚園施設整備費補助金事業補助金交付申請書

平成 年度において私立幼稚園施設整備費補助金事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規程により下記のとおり申請します。

記

1 補助金等交付申請額 金 円

2 補助事業等の目的

3 補助事業等の内容

4 添付書類

(1)平成 年度施設整備費補助金事業計画書

別紙 1 の 1

(2)施設整備費見積書（合見積書も添付すること。）

(3)平成 年度豊田市私立幼稚園施設整備費補助金内示額通知書（写し）

(4)理事会議事録

(5)平成 年度歳入歳出予算書抄本

別紙 1 の 2

別紙1の1

平成 年度施設整備費補助金事業計画書

園名 \_\_\_\_\_

1 事業内容

2 事業期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

3 補助金算出調書

総事業経費 ①	寄付金等予定額 ②	補助対象経費 ③ (①-②)	③×1/3 ④	内示額 ⑤	補助額 ⑥ (④と⑤の少額の方)
円	円	円	円	円	円

注意 ⑥は千円未満切捨て

## 平成 年度歳入歳出予算書抄本

○歳入

科 目	金 額
豊田市補助金	円
	円
合 計	円

○歳出

科 目	金 額
	円
	円
合 計	円

上記は原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

住所

名称

代表者名

印

様式第 5 号

平成 年 月 日

豊田市長 様

申請者  
住 所  
名 称

代表者名 印

平成 年度私立幼稚園施設整備費補助金実績報告書

平成 年 月 日付豊保育発第 号で補助金等の交付決定を受けた平成 年度私立幼稚園施設整備費補助金事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績および効果

2 添付書類

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| (1)平成 年度私立幼稚園施設整備費補助金精算額調書 | 別紙 5 の 1 |
| (2)請負契約書または納品書等の写し         |          |
| (3)事業完了前後写真                |          |
| (4)平成 年度歳入歳出決算書抄本          | 別紙 5 の 2 |

平成 年度施設整備費補助金事業実績調書

園名 \_\_\_\_\_

1 事業内容

2 補助金精算額調書

	総事業経費 ①	寄付金等金額 ②	補助対象経費 ③(①-②)	③×1/3 ④	内示額 ⑤	補助額 ⑥ (④と⑤の少額の方)
実績 ①	円	円	円	円	円	円
当初決定 ②	円	円	円	円	円	円
差額 (①-②)						円

注意 ⑥は千円未満切捨て。

## 平成 年度歳入歳出決算書抄本

※ (様式は任意。)

上記は原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

住所

名称

代表者名

印